

# 戸籍届書の写し（記載事項証明書）の発行について

## (1) 請求するための要件

戸籍届書（出生届書、死亡届書、婚姻届書など）は、原則として非公開の公文書です。

**次の要件を満たす場合に限り、戸籍届書の写し（記載事項証明書）を取得することができます。**

### ① 利害関係人であること

届出事件本人、届出事件本人の親族又は届出人のいずれかに該当すること。

### ② 特別の事由があること

戸籍謄本等に記載されていない事項であって、戸籍届書の写し（記載事項証明書）の発行を受けなければ、その目的を達成できないこと。

(例1) 法令により戸籍届書の写し（記載事項証明書）の提出が義務づけられている場合

(例2) 婚姻などの身分行為の無効確認の裁判のために、裁判所に提出する必要がある場合

(例3) 官公署や外国の領事館などから提出を求められている場合

## (2) 請求するために必要なもの

### ① 窓口に来庁する方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど）

※ 顔写真のない本人確認書類（健康保険証、年金手帳など）については、**2点**提示願います。

### ② 請求者が届出事件本人の親族である場合は、親族関係がわかる戸籍謄本

### ③ 特別の事由があることを証する書面

(例1) 郵政簡易生命保険の受取のために請求する場合は、簡易生命保険証書

※ 保険金額が100万円以下の場合は、届書の写し（記載事項証明書）の取得は不要です。

(例2) 遺族年金の受取のために請求する場合は、遺族年金証書や年金事務所から交付された書面

(例3) 官公署や外国領事館等へ提出するために請求する場合は、提出が必要なことがわかる書面

### ④ 代理人が請求する場合は、委任状

## (3) 請求窓口・お問合せ先

届出事件本人の**本籍地**（×住所地）により、請求窓口（管轄法務局）が異なります。

また、届出日から約1か月以内の場合、本籍地の市区町村役場が請求窓口となる場合があります。

**請求の可否等について、事前に電話でお問合せいただくことをおすすめします。**

### ● 和歌山地方法務局戸籍課（〒640-8552 和歌山市二番丁3 / ☎073-422-5131）

本籍地：和歌山市、海南市、有田市、岩出市、紀の川市、紀美野町、有田川町、湯浅町、広川町

### ● 和歌山地方法務局橋本支局（〒648-0072 橋本市東家五丁目2-2 / ☎0736-32-0206）

本籍地：橋本市、かつらぎ町、高野町、九度山町

### ● 和歌山地方法務局田辺支局（〒646-0023 田辺市文里一丁目11-9 / ☎0739-22-0698）

本籍地：田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町、すさみ町

### ● 和歌山地方法務局御坊支局（〒644-0002 御坊市藪369-6 / ☎0738-22-0335）

本籍地：御坊市、由良町、日高町、美浜町、日高川町、印南町

### ● 和歌山地方法務局新宮支局（〒647-0043 新宮市緑ヶ丘三丁目2-64 / ☎0735-22-2757）

本籍地：新宮市、串本町、古座川町、那智勝浦町、太地町、北山村